

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年12月7日（平成30年（行情）諮問第561号）

答申日：令和2年2月3日（令和元年度（行情）答申第500号）

事件名：特定期間に特定法人が不祥事件の届出をした情報等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の1ないし6に掲げる文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）のうち、本件対象文書1及び本件対象文書6につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、本件対象文書2ないし本件対象文書5につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書1及び本件対象文書6につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したこと並びに本件対象文書2、本件対象文書4及び本件対象文書5を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書3については、別紙2に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月9日付け金総第9294号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分を取り消し、保有している行政文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次の記載内容を理由として本件審査請求に及んだものと解される。

##### （1）審査請求書

保有している行政文書の開示を申し立てる。

（中略）

私の開示請求は、「金融庁は立入検査実施中に特定会社Aと通謀して、庁内の記録を改竄して立入検査を実施している。」「金融サービス相談員が嘘をつくことで記録の改竄を実行している。」との申し立てに沿った開示請求をしている。

現在は更に、開示請求に対して開示する情報を捏造・改竄していると申し立てている。

事実確認に一切応じない。虚偽の公表を繰り返す。隠蔽行為を繰り返すため、開示請求している。

金融庁は、特定会社Aと特定会社Bの検査結果が含まれた公表をしていない。よって検査に関する情報の開示請求している。

虚偽の公表と、隠蔽行為を繰り返していることに関する情報の開示請求している。

金融庁は「事実」を公表していない。

2から5は本来、国民に説明があるべき情報を開示請求している。保有している文書を開示請求している。

1と6は、法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる。

1, (中略)平成25事務年度(平成25年11月25日~平成26年6月30日の間)に、特定会社Aが不祥事件の届出をした情報の開示。

行政文書開示請求書で理由を述べているが、特定会社A特定支店A〇〇(姓の漢字)氏は、氏名(カナ)だけで全保有データを検索できる。

平成4年までの全保有データを検索したが情報が無い。

口座番号で、口座の情報が分からない。

存在しない旧特定会社A(合併前)の名義番号7桁の載った書類(嘘の番号)でしか口座の検索できないと騙した

〇〇(姓の漢字)氏は実際には口座の検索をしていない。

特定会社A 銀行本部に私は口座の問い合わせをしている。

特定会社A特定支店B〇〇〇(姓のカナ)さんも、実際には口座の検索をしていない。

私は金融庁に対して、口座の検索に関する相談をしている。金融庁は、特定会社A 銀行本部に伝達をしている。

特定会社Aは貸金庫の検索をしていない。

平成26年3月13日、金融庁が既に伝達している内容を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改竄した。

検査情報受付窓口「特定会社Aは、実際には口座を検索していないのに、口座を検索したと嘘をついた。口座はあるのに無いと嘘をついた。」口座を検索していない明確な根拠を送ったら、金融庁が、私の過去の伝達を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改竄した。

金融庁の改竄したとおりに、平成26年3月13日に対して特定会社Aは貸金庫の検索をしたと返答してきた。

立入検査実施中に利害関係者と通謀して記録の改竄を行った。金融庁は、特定会社Aの違法行為を隠蔽するため、過去に遡り、後付で記録の改竄を繰り返している。

法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる。

2, (中略)「保有の確認できた文書(開示を希望する保有個人情報)」と、開示する保有個人情報に記載されている行政文書名が違う明確な理由の開示。

公文書等の管理に関する法律 5条, 名称を付するとある行政文書ファイルが「保有の確認できた文書」である。

開示の決定の際に, 更に, 名称が変わるのは, やはりおかしい。

開示の決定の際に, 行政文書名を変えている。開示する保有個人情報に記載している行政文書名を, 考案している職員がいる。職員の氏名の開示。記録・情報を捏造するためと明確な理由も存在している。

(中略)

3, (中略)金融検査の目的・使命の変更をしている。変更の過程の文書は存在している。

金融検査の目的・使命の変更を, 検査局の職員に説明している文書は存在している。

パブリックコメントを募集して決定した「金融検査に関する基本指針」の変更は, 国民に説明する義務がある。

こっそり変更して, 公表をしなかった。

公文書等の管理に関する法律 4条「行政機関の職員は, 第一条の目的の達成に資するため, 当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け, 又は検証することができるよう, 処理に係る事案が軽微なものである場合を除き, 次に掲げる事項その他の事項について, 文書を作成しなければならない。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯」

(中略)

検査マニュアルは金融機関にとって, 法令と同等の意味合いを持つ。

「金融検査に関する基本指針」は検査マニュアルの基になる基本指針である。

「法令の制定又は改廃及びその経緯」に該当している。当然文書が存在している。

4, (中略)開示した伝達(金監第1092号 日付:平成28年4月25日)行政文書名「開示請求者からの申出に関し, 当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面(平成25年12月5日)」が「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」となっている明確な理由の開示。

2014年3月13日, 2014年3月14日に監督局銀行第一課は, 伝達日を調べているが, その時点で「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」となっている情報は無かった。

平成25年12月2日受付の相談、あるいは平成25年12月5日の伝達が「平成25年9月分」になっている理由は、システム障害等の報告としてシステム管理者に対して報告した情報が存在している。

文書管理の不適切な事例は統括審議官に期限内に報告するようになっている。

5, (中略) 金融庁総務企画局企画課調査室による「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の意見募集中の平成28年4月22日(金)から平成28年5月23日(月)の間に、FAXを送れない期間があった。最終日の平成28年5月23日になってもFAXを送れなかった。金融庁総務企画局企画課調査室FAXを送れない期間があった事実を認めている。しかし現在に至るまで公表がない。FAXが送れなかった期間があった事実と理由、FAXが送れなかった期間の開示。文書管理の不適切な事例の報告の開示。

パブリックコメントをFAXで送れなかった期間があった報告をしている。

文書管理の不適切な事例は統括審議官に期限内に報告するようになっている。

FAXの電源を抜いていたので、その期間は、国民は誰もパブリックコメントをFAXで送れなかった。事実を公表せずに隠蔽した。

(中略)

6, (中略) 平成25事務年度(平成25年11月25日～平成26年6月30日の間)に、特定会社Aがシステム障害を報告した情報は平成28年6月9日付 行政文書開示請求書で請求している。

「平成25年11月25日から平成26年6月30日までの特定会社Aによるシステム障害報告に関する開示請求は、請求書に記入をいただいた内容を確認の上、開示請求手数料についてご連絡させていただきます。」と平成28年6月9日付 行政文書開示請求書の補正に対して、開示請求手数料を金融庁が算出して連絡するとあったが、連絡が無いので、平成28年10月19日行政文書開示請求書で開示請求している。信義誠実の原則に違反している。

嘘をついて騙した。

金融庁が特定会社Aのシステム障害の報告件数を特定して、手数料を知らせるということは、システム障害の報告は、不開示情報ではない。

平成28年12月9日付 金総第9242号の不開示理由と矛盾している。

禁反言の法理・原則に違反している。

1 と行政文書開示請求書で理由を述べているが、特定会社A特定支店Aと特定支店Bでは、保有している情報が違う。口座の検査結果が違った。

特定支店A〇〇（姓の漢字）氏は、氏名（カナ）だけで特定会社Aの全保有データが検索できる。平成4年までデータを保有している。

しかし口座番号で、口座の情報が分からない。

存在しない旧特定会社A（合併前）の名義番号7桁の載った書類（嘘の番号）でしか口座の検索できない。

特定支店B〇〇〇（姓のカナ）さんは、氏名（カナ）だけで旧特定会社Cを含めた全店舗・全支店の口座が検索できる。平成25年12月9日時点ではシステムが違うので旧特定会社Cの検索はできなかった。

10年しか情報を保有していない。10年で全データを削除している。

特定支店Aと特定支店Bは、当社の回答であると明言しているので、特定会社Aはシステム障害の報告をしている。

特定会社A 銀行本部に私は口座の問い合わせをしている。

特定支店A〇〇（姓の漢字）氏と、特定支店B〇〇〇（姓のカナ）さんは、実際には口座の検索をしていない。嘘をついている。

私は金融庁に対して、口座の検索に関する相談をしている。金融庁は、特定会社A 銀行本部に伝達をしている。

特定会社Aは貸金庫の検索をしていない。

平成26年3月13日、金融庁が既に伝達している内容を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改竄した。

検査情報受付窓口に「特定会社Aは、実際には口座を検索していないのに、口座を検索したと嘘をついた。口座はあるのに無いと嘘をついた。」口座を検索していない明確な根拠を送ったら、金融庁が、私の過去の伝達を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改竄した。

金融庁の改竄したとおりに、平成26年3月13日に対して特定会社Aは貸金庫の検索をしたと返答してきた。

立入検査実施中に利害関係者と通謀して記録の改竄を行った。金融庁は、特定会社Aの違法行為を隠蔽するため、過去に遡り、後付で記録の改竄を繰り返している。

法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる。

## (2) 意見書

(前略)

ア 本件開示請求1-①（本件対象文書1）について

本件開示請求1-①（本件対象文書1）と本件開示請求4（本件対象文書6）は関連している。

(中略)

金融庁は私と次男に対して、特定会社Aと、親会社の特定会社Bの、検査結果をすべて開示しなければならない。

本件開示請求1-①（本件対象文書1）と、本件開示請求4（本件対象文書6）の、特定会社Aのシステム障害の届出と、不祥事件の届出の開示請求には理由がある。

本件開示請求1-②（本件対象文書2）、本件開示請求1-③（本件対象文書3）で金融庁の隠蔽工作の詳細を説明している。

法令等遵守は、過去に遡り事実を改竄できないことで担保されている。

金融庁は開示する文書を捏造、偽造、改竄している。

事実を捏造することを繰り返している。

審査請求書を1年8か月諮問していない正当な理由の回答がない。まず理由説明書で、金融庁が述べていることを理由説明として扱うことは認められない。

保有している、特定会社Aと、親会社の特定会社Bに関する情報をすべて開示するように申し立てます。

（中略）

口座番号で、口座が検索できないことはありえない。

存在しない名義番号7桁の載った書類でしか口座が検索できないことは預金保険法に違反している。

口座番号で、口座が検索できない状態にあれば、システム障害の報告をしなければならない。

存在しない名義番号7桁の載った平成4年以降の書類でしか口座を検索できないと嘘をつくことは、銀行の業務に係る禁止行為、虚偽告知（銀行法13条の3第1号）断定的判断の提供（銀行法13条の3第2号）、に違反している。

銀行法 十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

口座を解約しているというが、解約日を教えないことも銀行法13条の3に違反している。

口座は解約していない限り残高が0円であっても、必ず検索できる。貸金庫は解約していない限り中身はすべて保管してある。

しかし口座番号で口座が検索できない。物理的に存在している貸金庫が検索できない。

口座と貸金庫がどうなっているのか分からない。現金等紛失に係る

不祥事件届出をしなければならない。

届出の金額基準（100万円以上）であり、私たち家族は届出の要件を満たしている。

（中略）

実際には、口座を検索せずに、特定会社Aの全保有データを検索したが、口座はないと嘘をついているのであり詐欺事件を、金融庁は特定会社Aの立入検査実施中に隠蔽をした。

現在に至るまで、隠蔽行為を続けている。

特定会社Aは、口座と貸金庫がどうなっているのか分からないと言っており、私たち家族の被害額は数千万になる。

不祥事件に該当している。

特定会社Aの犯罪行為と、金融庁の犯罪行為を明確にするため、特定会社Aが不祥事件届出と金融庁にシステム障害の報告をした情報をすべて開示するように申し立てます。

（中略）

本件開示請求4（本件対象文書6）に関する情報になるが

特定支店Aにおいて口座が検索できない。口座番号で口座の検索ができない状態は、システム障害である。

システムが違うので口座の検索ができない、旧特定会社Cの口座を含めた特定会社Aの全保有データが検索できるのは、システム障害である。

存在しない名義番号でしか口座が検索できないのはシステム障害である。

氏名のカナだけで全保有データが検索できるので氏名のカナしか聞く必要がない。しかし私が長女と四男の口座も検索してほしいという、〇〇氏は、その名前だと生年月日と漢字が必要で、あと私の子供かどうか聞いてきた。

預金と口座を盗る家族のリストに記載されていない名前だったので、氏名のカナ以外の情報を聞いてきた。

名前によって口座の検索に必要な情報が違うシステム障害である。

特定支店Bにおいて全店舗、全支店、電話と窓口で口座の検索結果は同じ。システムが違うので口座の検索ができない、旧特定会社Cの口座を含めた特定会社Aの全保有データが検索できるのは、システム障害である。

全店舗、全支店、電話と窓口で口座の検索結果は同じだが、口座の検索結果が違う。システム障害である。

全店舗、全支店、電話と窓口で口座の検索結果は同じだが、支店によって保有している情報が違う。特定支店Bは10年で全情報を消

去している。特定支店 A は平成 4 年以降の情報をすべて保有している。システム障害である。

特定支店 A と特定支店 B は、実際には口座の検索をしていないのであり、すべて嘘の説明なのだが、当社の回答と明言していて、説明内容からシステム障害が発生している。

システム障害は金融庁に報告しなければならない。

特定会社 A の犯罪行為と、金融庁が特定会社 A の立入検査実施中に、特定会社 A の犯罪行為を隠蔽したことが明確になる情報を開示するように申し立てます。

イ 本件開示請求 1 - ②（本件対象文書 2）について

私は、金融庁は行政文書名で、情報を改竄していると申し立てている。

理由説明書（下記第 3）の記載は、前提を欠く。

「保有を確認できた文書」は補正に係る参考情報ではない。

「保有を確認できた文書」は、そのままの意味である。金融庁が保有している文書名である。

保有の確認できた文書と、開示を希望する個人情報の文書名を同一ではなくすることで、事績管理簿の情報を改竄している。

開示請求した文書を改竄した。

次男（〇〇〇〇（氏名の漢字））の「平成 28 年 3 月 16 日付 金総第 2000 号 行政文書開示請求書の補正について」の「金融庁において保有の確認できた文書」と「開示を希望する保有個人情報」の記載内容が違った。

「金融庁において保有が確認できた文書」

（1）大臣目安箱宛の通話による相談内容に係る応接録（相談年月日は以下のとおり）

2014 年 3 月 13 日

2014 年 3 月 14 日

2014 年 3 月 17 日

2014 年 3 月 18 日

「○をつけて返送する、開示を希望する個人情報」

（1）大臣目安箱宛の通話による相談内容に係る応接録（相談年月日は以下のとおり）

2014 年 3 月 13 日付

2014 年 3 月 14 日付

2014 年 3 月 17 日付

2014 年 3 月 18 日付

と「開示を希望する個人情報」には、すべて日付に「付」がついて

いる。

文書名を改竄することで、事実を改竄している。開示する文書を改竄している。

2014年3月14日、2014年3月17日に特定相談員Aの前に対応した特定相談員Bと特定相談員Cの作成した事績管理簿を消去して開示をしている。

特定相談員Bの応接録《140314-13》が、開示された事績管理簿から消去されている。【関連事績】に日付一覧番号が記載されているため、事績管理簿は存在している。

当然2014年3月17日に特定相談員Aの前に対応した特定相談員Cの作成した事績管理簿も存在している。

事績管理簿の相談内容を改竄して、事績管理簿を消去した。

金融庁は、2014年3月14日、2014年3月17日に特定相談員Aの前に対応した特定相談員Bと特定相談員Cの作成した事績管理簿を開示しない隠蔽工作を続けている。

自作自演の犯罪行為は、明確な理由が存在している。

「付」がついているかどうかで、開示する文書が違うことは国民は予測できない。

そもそも「金融庁において保有が確認できた文書」と「○をつけて返送する、開示を希望する個人情報」の文書名の記載が違うことは、気づかなかつた。

動機と目的が明確な自作自演の犯罪行為であり、文書名で情報を改竄、事実を改竄している。

「金融庁において保有が確認できた文書」と「○をつけて返送する、開示を希望する個人情報」の文書名が違うことで、開示する文書を改竄する手口である。

次に文書名で事実を改竄する手口を提示する。

「保有が確認できた文書」は、私と次男が開示請求した文書名ではない。

次男の「平成28年3月16日付 金総第2000号 行政文書開示請求書の補正について」

金融庁において保有を確認できた文書に「(2)2014年3月13日に大臣目安箱に提出した文書の内容について監督局が特定会社Aに伝達した内容が記載された文書」とあるが、そもそも次男は2014年3月13日に大臣目安箱に、文書を提出していない。

送っていない文書を捏造して、金融庁が、提出していない文書を開示しないので、訂正請求ができない。

次男の、決定の行政文書名は、「開示請求者からの申出に関し、当

庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成26年3月13日）」

私の伝達は、金融庁において保有を確認できた文書

「平成28年3月16日付 金総第2000号 行政文書開示請求書の補正について」

「(2) 2013年12月2日の相談が監督局によって、2013年12月5日付に特定会社Aに伝達された情報が記載された文書」

決定の行政文書名は、「開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成25年12月5日）」である。

私の伝達の行政文書名（平成25年12月5日）が、伝達日である。

次男の伝達の行政文書名（平成26年3月13日）は伝達日である。

特定会社Aの対応から、私の平成25年12月2日の相談の実際の伝達日は平成25年12月5日ではなく、平成25年12月3日になる。

次男の平成26年3月13日の相談の、実際の伝達日は平成26年3月13日ではなく、平成26年3月18日である。

私と次男は、金融庁は、特定会社Aに対して伝達をした日付を改竄したと申し立てているが、金融庁は、伝達した日付を開示しない。保有している情報を開示しないので、訂正請求ができない。

（中略）

嘘の伝達日を教えてきて、伝達日を保有していないと開示しない。伝達日を開示しないため訂正請求ができない。

行政文書名で、事実を改竄している。

保有を確認できた文書で、事実を改竄して、決定の文書名を変えることで、行政文書名で改竄した事実を訂正できなくする手口である。

開示の決定のあった文書しか訂正請求ができないので、保有を確認できた文書で事実を改竄して、決定の文書名では訂正請求をできないように文書名を変えている。

決定の文書名で、伝達日を改竄して、改竄した伝達日を訂正できなくするために、伝達日を開示しない。

行政文書名で、事実を改竄する明確な手口である。

開示の決定のあった文書しか訂正請求ができないことを悪用して情報を改竄する手口の例を述べる。

平成28年2月27日付の開示請求から、録音した通話を何度も開示請求をしているが、金融庁は、決定をしなかった。不開示決定に対して、行政不服審査法に基づく審査請求書を送ることができるこ

とを教示せず、開示請求に対して「保有していない」としか回答せず、不開示決定をしないことを繰り返していた。

情報を開示できなくするために、手続きをできないようにしていた。

私の、平成28年10月24日付 保有個人情報開示請求書で開示請求に対して、平成28年12月9日付で、決定の文書名を改竄して不開示決定をしている。請求内容は

「金融サービス利用者相談室（特定電話番号）への録音された通話の開示。

2013年12月2日（1回目）通話開始時刻 10時03分01秒 通話時間 1時間12分23秒

2013年12月2日（2回目）通話開始時刻 12時45分45秒 通話時間 17分27秒

2013年12月2日（3回目）通話開始時刻 14時11分19秒 通話時間 13分36秒

2013年12月3日 通話開始時刻 11時21分40秒 通話時間 5分42秒

2013年12月6日 通話開始時刻 10時02分00秒 通話時間 5分52秒

2013年12月10日 通話開始時刻 14時49分14秒 通話時間 54分20秒

2014年1月9日 通話開始時刻 11時03分12秒 通話時間 19分08秒」である。

決定の文書名を、「金融サービス利用者相談室」ではなく「大臣目安箱」に改竄して不開示決定をしている。

決定の文書名に対する訂正請求書を訂正しなかっただけでなく、審査請求書を1年以上諮問しなかった。

録音した通話の不開示決定に対する審査請求書を1年以上諮問しなかった。

極めて不自然な、恣意的な開示をしている。

不開示決定の、決定の行政文書名を改竄することで、情報を改竄している。

開示請求のあった文書に対して、決定をしていない。

決定の行政文書名を改竄することは、事実の改竄である。誤記ではない。

開示請求した文書名と、決定に記載している文書名が違うのは明らかにおかしい。

故意に、嘘の情報を保有する行為は犯罪である。

不開示決定をした文書名を、改竄することで情報を改竄している。

この決定は、情報公開・個人情報保護審査会に送った「閲覧を適当ではない」とした意見書と資料を、確認した後に、決定をしている。明確な動機と目的があり、意味が変わるように情報を改竄している。誤記ではない。

本事件は平成29年3月12日付 審査請求書を、1年8か月以上たった（約1年9か月後）平成30年12月7日付で情報公開・個人情報保護審査会に諮問している。

開示請求のあった事実を隠蔽している。

本事件の開示請求をした後から、「保有を確認できた文書」と決定の文書名の記載が大幅に違うことはなくなった。

そもそも「保有を確認できた文書」と「決定の文書名」の記載が同じなのが普通なのであって、違うことはおかしい。

意味が変わるよう情報を改竄している。事実を改竄している。

情報の改竄を訂正できないようにしている。

開示請求に対して決定をしない。不開示決定に対する審査請求書を諮問しない。手続きをできなくしている。情報を開示できなくしている。

金融庁は、同じ事績管理簿と伝達の開示請求の文書の決定の文書名を、その都度違うようにしている。

決定の行政文書名、「開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成25年12月5日）」で決定すると訂正請求されるので、決定の文書名を

「58、2013年12月2日に特定会社Aの対応を利用者相談室に相談した件で、金融庁がこの件について特定会社Aに伝えた内容及び回答した内容」等その都度変えている。

諮問番号 平成30年（行個）諮問第212号に対する意見書で詳細を述べているが、金融庁は事実を捏造したり、過去に遡り事実を改竄することを繰り返している。

後から事実を改竄できるように、計算された情報の改竄をしている。

文書の改竄、事実の改竄・捏造は組織ぐるみで実行するのであって、改竄に関わる情報は存在している。

本件開示請求2（本件対象文書4）で詳細を述べているように、金融庁は開示する文書を偽造・捏造・改竄している。

金融庁法令等遵守調査室が開示する情報をすべて検閲している。

開示する情報をすべて検閲して、金融庁法令等遵守調査室のメンバーが記録の改竄を計画立案している

記録の改竄を計画立案している金融庁法令等遵守調査室のメンバーが記録の改竄を実行しているのではなく、他の職員（期間業務職員

や開示担当者)に実行させている。

改竄のための詳細な指示がある

金融庁内のデータを検索して文書改竄の調査・検査してください。  
調査結果を国民に公表して、私に報告してください。

金融庁は、審査請求書を諮問しない間に、文書と情報を消去している。証拠隠滅を調査・検査してください。

行政文書名で情報を改竄している情報がある。

情報改竄に関する情報を開示するように申し立てます。

ウ 本件開示請求 1-③ (本件対象文書 3) について

私は、平成 26 年 7 月 4 日と、平成 27 年 7 月 1 日に「金融検査に関する基本指針」(17 年 7 月 1 日)を変更した理由を開示請求している

「金融検査に関する基本指針」(17 年 7 月 1 日)を変更することで、特定会社 A の不正を隠蔽していると申し立てている。

理由説明書の記載は、開示請求の趣旨と開示請求内容を改竄しているため前提を欠く。

「金融検査に関する基本指針」(17 年 7 月 1 日)を変更した理由を開示請求している。

理由説明書で、「報道資料として発表していない理由に関する情報を記載した開示請求をしていると解する」と嘘をつくことは認められない。

(中略)

「金融検査に関する基本指針」(17 年 7 月 1 日)をパブリックコメントを募集せずに改正したのは、改正が不正の隠蔽のためだからである。

改正を報道発表資料で報道しなかったのは、改正が不正の隠蔽のために行われたからであると、明確な動機と目的があることを申し立てている。

金融検査の「目的と使命」から「金融機関の法令等遵守態勢」をすべて削除したのは、「金融機関の法令等遵守態勢」を検査しないためである。

平成 24 事務年度 金融庁の 1 年では、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日を公表している。

平成 25 事務年度 金融庁の 1 年から、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日を公表しなくなった。

検査情報受付窓口から金融モニタリング情報受付窓口に変更(2014 年 8 月 22 日頃)、さらに約 2 週間後に、金融モニタリング情報収集窓口(2014 年 9 月 8 日頃)に変更をしている。

検査情報受付窓口にあった『これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用しているところですが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。』『検査には、経営管理（ガバナンス）態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。』等、検査に使用すると記載、金融検査が利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して行われるとの記載を全て削除している。

ウェブ上の記載、公表している文書から「金融検査が利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して行われる」と記載を全て削除している。

平成25事務年度以降、特定会社Aと、親会社の特定会社Bの検査結果の含まれた公表をしていない。

金融モニタリング基本方針、監督指針、検査マニュアル等の特定会社Aと、親会社の特定会社Bの違法行為に該当する箇所を全て削除・変更した。現在まで隠蔽と、虚偽の公表を繰り返している。

（中略）

金融庁は、審査請求書を1年8か月諮問しない間に、検査マニュアルと検査局を廃止した。

現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準（100万円以上）を撤廃した。

金融庁の不正は明白であり、私と次男の申し立ては事実であることの証左である。

（中略）

「金融検査に関する基本指針」（17年7月1日）の改正の動機と目的は明確であり保有している情報を開示するように申し立てます。

（中略）

## エ 本件開示請求2（本件対象文書4）について

（中略）

本事件の理由説明書（下記第3）で、金融庁の述べている理由は事実ではない。

「いつ、どこで、だれが、なぜ、なにをした」が明確ではない。職員の氏名も日付も全く分からない情報は、事実ではない。

そもそも私は、金融庁は開示する文書を偽造・捏造・改竄したと申

し立てている。

(中略)

金融庁は、決定の文書に、担当者の氏名と不明な点を問い合わせるように記載してしたが、問い合わせに対して一切返答をしなかった。

開示した、平成25年12月2日の相談の伝達が「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」になっている理由を問い合わせているが、一切返答をしなかった。

(中略)

文書の改竄、事実の改竄・捏造は組織ぐるみで実行するのであって、改竄に関わる情報は存在している。

平成25年12月2日の相談の伝達が「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」になっているのは、金融庁は、要するに誤記であると嘘をついている。

私は、開示する文書を改竄しているからであると申し立てている。

(中略)

開示する文書を偽造・捏造・改竄している。

「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」を流用して開示する文書を偽造・捏造したので、「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」になっていると申し立てている。

流用前の基になる「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」がある。

改竄前の事績管理簿と伝達がある。

文書はいつ作成したのか、いつ情報を変更したのか情報がある。

(中略)

オ 本件開示請求3（本件対象文書5）について

(中略)

金融庁総務企画局企画課調査室 開示担当者である特定職員は、パブリックコメントをFAXで送れないとの苦情に対して、留守番電話で、FAXの電源を抜いていたのでパブリックコメントをFAXを送れなかったと理由を説明していた。現在はFAXで送れるようになっていると説明している

(中略)

2016年5月23日に、金融庁総務企画局企画課調査室 開示担当者である特定職員は留守電に理由を説明した。

当初FAXで文書を送ろうとしていた形跡があり、理由を記載した文書を作成している。

文書が存在している。

私の家にはFAXがないので特定職員は留守電に説明をしている。  
(中略)

まず理由説明書(下記第3)に事実関係が一切記載されていない。

「金融庁総務企画局企画課調査室による「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の意見募集中の平成28年4月22日(金)から平成28年5月23日(月)の間に、FAXを送れない期間があった。最終日の平成28年5月23日になってもFAXを送れなかった。金融庁総務企画局企画課調査室FAXを送れない期間があった事実を認めている。しかし現在に至るまで公表がない。」

事実として、パブリックコメントの募集期間中に、パブリックコメントをFAXで送れない期間があった。

金融庁は、パブリックコメントをFAXで送れない期間があった事実を公表せずに隠蔽した。

(中略)

本事件は、もともと、「平成28年8月1日付行政文書開示請求書」で開示請求をしている。

開示請求に対して決定をせずに、情報を開示できなくした。

パブリックコメントの結果を公表する前に、開示請求に対して決定をしない隠蔽工作を行った。

更に過去に遡り事実を改竄するために、返送してきた開示請求書に対して嘘をついて補正を命じてきた。

情報を保有してるから、情報を開示できなくした。

パブリックコメントの結果を公表する前に、情報を保有していないことに事実を改竄できないから、開示請求に対して決定をできなかった。

過去に遡り事実を改竄する自作自演の犯罪行為は金融庁が説明をするべきである。

(中略)

FAXでパブリックコメントを送れなかった事実を公表しなかったことと、全部開示のパブリックコメントに不開示部分がある、文書の開示の実施をしない不正は因果関係があり、隠蔽工作である。情報を開示できなくした。

開示請求当時の金融庁において、「FAXでパブリックコメントを送れなかった事実は公表しなければならない出来事である。統括審議官に報告する必要がある。FAXでパブリックコメントを送れなかった事実に関する文書は作成しなければならない。文書はあ

る。」と規定があった。

F A Xでパブリックコメントを送れなかった事実を隠蔽することにした。F A Xでパブリックコメントを送れなかった事実に関する文書を保有していないことにしなければならない。

行政文書は、職員が共有している文書という定義があるので、電話を掛けてきた特定職員がパブリックコメントの開示担当で、宛先の職員の氏名を特定職員に改竄した。

審査請求書を1年8か月以上、諮問しない間に隠蔽工作と証拠隠滅を行った。規定も変更した。

F A Xでパブリックコメントを送れなかった事実を公表せずに隠蔽することを共謀した情報がある。

開示請求を返送して再送すれば、不開示決定を出すと騙して再送してきた開示請求書を、再送すれば不開示決定を出すと返送する。

全部開示の決定の出た文書に、不開示部分のある文書の開示の実施をする。

実際には開示の実施をしていないのに、既に開示の実施をしたと嘘をつく。

問い合わせを無視して一切返答をしない。

組織ぐるみで嘘をつくために、職員に対応を指示している情報がある。

口裏を合わせて嘘をつくために情報を共有している。

対応を指示したり、共謀したりする情報は存在しているが、公文書として管理していないので、調査・検査をする必然がある。

金融庁内のデータを検索して文書改竄の調査・検査してください。

(中略)

要するに、国民にはパブリックコメントを送る権利がある。

2016年5月22日にF A Xでパブリックコメントを送れなかったとの苦情を送ったが対応しなかった。2016年5月23日に再度パブリックコメント受付最終日になってもF A Xでパブリックコメント送れるようになっていないとの苦情を送った。

国民には、パブリックコメントを送る権利があるので、苦情に対して、直ちに理由を説明して、F A Xでパブリックコメントを送れるようにしたのである。

文書管理等の状況において、文書管理等の不適切な事例に該当する。

特定職員は、F A Xでパブリックコメントを送れなかった事実を統括審議官に報告している。報告した文書がある。

開示請求の時点では、パブリックコメントを送る権利を侵害している状態を続けることは違法であると法解釈をしていたので、直ちに

連絡と説明をしている。

金融庁は、事実を改竄するために、事実関係を一切回答しない。

例として不作為の審査請求書の裁決で、決定が全部開示の決定かどうか、全部開示の決定の文書に不開示部分のある文書の開示をしたかどうか、実際には開示の実施をしていないのに既に開示の実施をしたと嘘をついたのかどうか、事実関係を一切説明していない。回答していない。

現在に至るまで全部開示の文書の開示の実施がないのに不作為の審査請求書は却下されるのである。

本事件の理由説明で、FAXでパブリックコメントを送れなかった理由、期間の記載がない。

特定職員が留守番電話で、FAXでパブリックコメントを送れなかった理由を説明した事実関係を一切説明していない。起きた出来事の実事関係の記載がないものは理由説明ではない。

職員を匿名化して、過去に遡り事実を改竄するために事実関係を一切回答していない。

特定職員が、FAXでパブリックコメントを送れなかった事実を認める。FAXでパブリックコメントを送れなかった理由を説明する。FAXでパブリックコメントを送れるようしたと報告したのは、国民のパブリックコメントを送る権利を侵害していたからである。

金融庁の理由説明書で述べている理由は嘘であることは明白である。

補足として、金融庁は、なぜFAXでパブリックコメントを送れなかった事実を隠蔽して公表をしなかったのか理由を説明する。

文書改竄は罰則がなくても犯罪である。

全部開示の決定の文書に、不開示部分のある文書の開示の実施をすることは罰則がなくても違法である。職員が、金融庁長官の決定に従っていないことは違法であることは明白である。

実際には開示の実施をしていないのに、既に開示の実施をしたと嘘をつくことは罰則がなくても違法である。国民に対して嘘をつくことが違法であることは明白である。

FAXの電源を抜いていたのでFAXでパブリックコメントを送れなかった出来事は、FAXでパブリックコメントを送れなかった理由にもよるが不正や違法であるとまでは言えない。

事実を隠蔽することは罰則がなくても違法である。

金融庁はFAXでパブリックコメントを送れなかった事実を公表すればいいだけなのに、事実を隠蔽した。パブリックコメントの開示において、金融庁長官の決定に従わない不正をおこなった。

文書を開示できなくしている間に、文書を改竄した。

FAXの電源を抜いていたのでFAXでパブリックコメントを送れなかったと公表しても特定職員は必ずしも処分があるわけではない。

金融庁長官が全部開示の決定をしているのに、開示担当者である特定職員が不開示部分のある文書を作成、自分の氏名を黒塗りにして開示の実施をして、問い合わせを無視して返答をしない。故意に不開示部分のある文書を作成している。現在に至るまで、全部開示の文書の開示の実施をしていない。本来であれば金融庁長官の決定に従わなかった、特定職員は処分される。

FAXでパブリックコメントを送れなかった事実を公表すると、私と連絡を取らないといけなくなる。私と次男の申し立てが、世間に対して露見する可能性があるので隠蔽した。

私と次男（〇〇〇〇（氏名の漢字））は、金融庁は利害関係者である特定会社A・特定会社Bと通謀して、庁内の記録を改竄して立入検査を実施していると繰り返し申し立てていた。

金融庁では、金融サービス相談員が嘘をつくことで記録の改竄を実行している。

開示する文書を偽造・捏造・改竄している。事績管理簿と伝達を過去に遡り改竄している。

私と次男の申し立てが事実なので、問い合わせに対して一切返答しないことを続けるためにFAXでパブリックコメントを送れなかった事実を公表しなかった。

#### カ 本件開示請求4（本件対象文書6）について

本件開示請求1-①（本件対象文書1）において詳細を述べている。本件開示請求1-①（本件対象文書1）と内容は同じである。

情報開示における不正の経緯を正確に記載するように申し立てます。事実関係を明らかにするように申し立てます。

本件開示請求1-①（本件対象文書1）と本件開示請求4（本件対象文書6）で開示請求をした不祥事件届出に関する情報とシステム障害を報告した情報を開示するように申し立てます。

保有している、特定会社Aと、親会社の特定会社Bに関する情報をすべて開示するように申し立てます。

（後略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年10月27日付け行政文書開示請求（以下「本件開示請求1」という。）、同月24日付け行政文書開示請求（以下「本件開示請求2」という。）、同月19日付け行政文書開示請求書（同請求書「1 請求する行政文書の名称等」の記載が「金融庁総務企画局企画課調査室による」からはじまるもの。以下「本件

開示請求3」という。)及び同日付け行政文書開示請求(同請求書「1  
請求する行政文書の名称等」の記載が「平成25事務年度」ではじまるもの。以下「本件開示請求4」といい、本件開示請求1ないし4を併せて「本件開示請求」という。)に関し、処分庁が、法9条2項に基づき、平成28年12月9日付け金総第9294号において不開示決定(原処分)をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書(本件対象文書)は、以下が記載された文書である。

##### (1) 本件開示請求1について

①平成25事務年度(平成25年11月25日～平成26年6月30日の間)に、特定会社Aが不祥事件の届出をした情報(本件対象文書1)

②「保有の確認できた文書」または「開示を希望する保有個人情報」と、開示請求に対する保有個人情報の開示する旨の決定について(通知)、措置の通知の際の、開示する保有個人情報に記載されている行政文書名が違うことに関する情報(本件対象文書2)

③「金融検査に関する基本指針」(以下「本件指針」という。)を変更したこと。報道発表資料として変更内容を公表していないことに関する情報(本件対象文書3)

##### (2) 本件開示請求2について

開示した伝達(金監第1092号 日付:平成28年4月25日)行政文書名「開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面(平成25年12月5日)」(以下「本件伝達文書」という。)が「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」となっている明確な理由(本件対象文書4)

##### (3) 本件開示請求3について

金融庁総務企画局企画課調査室による「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の意見募集(以下、「本件パブリックコメント」という。)中の平成28年4月22日(金)から平成28年5月23日(月)の間に、FAXを送れない期間があった。最終日の平成28年5月23日になってもFAXを送れなかった。金融庁総務企画局企画課調査室FAXを送れない期間があった事実を認めている。しかし現在に至るまで公表がない。FAXが送れなかった期間があった事実と理由、FAXが送れなかった期間(本件対象文書5)

#### (4) 本件開示請求4について

平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社Aがシステム障害を報告した情報（本件対象文書6）

#### 2 原処分について

原処分は、本件対象文書1については、一般に、特定の金融機関において不祥事件があったという情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。仮に本件対象文書1が存在する場合、これを単純に不開示としたとしても、当該行政文書の存在自体を明らかにすることとなり、上記の不開示情報である当該金融機関における何らかの不祥事件等の存在を開示することとなるので、本件のような開示請求については、実際に行政文書が存在するか否かに関わらず、常に行政文書の存否自体を不開示とする必要がある。したがって、本件対象文書1については、法8条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにせず、不開示とする旨の決定を行った。

本件対象文書2ないし5については、保有していないことから不開示とする旨の決定を行った。

本件対象文書6については、システム障害について金融機関から金融庁に報告された文書については、当該文書の存否を回答することにより、通常公にされていない特定の金融機関から金融庁に対して提出・報告される当該金融機関の報告対象となるシステム障害等の発生の有無が判明するものである。一般に特定の金融機関における報告対象となるシステム障害等の発生の有無については、これが公になることにより、当該金融機関のシステムの安定性について憶測を招き、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。したがって、当該文書の存否を回答するだけで不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにせず不開示とする旨の決定を行った。

#### 3 原処分の妥当性について

##### (1) 本件対象文書1の存否応答拒否について

ア 本件開示請求1は、銀行法53条1項8号、同法施行規則35条1項25号に基づき、平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社Aが届け出たとされる不祥事件届出書の開示を求めるものと解され、その存否を答えることは、特定会社Aにおいて、銀行法施行規則35条7項各号に該当する不祥事件が発生した事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）を明らかにすることとなる。

イ そこで、本件存否情報1の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報1は、特定会社Aの不祥事件に関する情報であり、これを公にすることにより、特定会社Aの社会的信用を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、特定会社Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

したがって、本件対象文書1の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件対象文書1を不開示とした原処分は妥当である。

(2) 本件対象文書6の存否応答拒否について

ア 本件開示請求4は、平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社Aからシステム障害について金融庁に報告した情報が記載された文書の開示を求めるものと解される。

金融庁では、銀行に対し、預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているものなど一定のシステム障害等が発生した場合に報告を求めており（主要行等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）Ⅲ-3-7-1-3）、実務上、銀行は自行で発生したシステム障害等について、これに従って報告をしている。

そうすると、本件対象文書6の存否を明らかにすることは、審査請求人主張の期間に、特定会社Aのシステムにおいて、決済機能に遅延、停止等が生じているものなど、金融庁に報告を要する程度の障害が発生した旨を金融庁に報告した事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにすることとなる。

イ そこで、本件存否情報2の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報2は、報告対象となるシステム障害に関する情報であるところ、金融庁が銀行から報告を受けたシステム障害の事実や、銀行がこれについて金融庁に報告した事実について、金融庁がこれらの事実を公にすることは基本的にはない。例外的に、例えば、当該システム障害に関して業務改善命令等の行政処分が行われた場合など、一定の場合に限って公にされることがあるのみであり、特定会社Aにおいて審査請求人主張の期間にシステム障害が発生した事実や特定会社Aがこれについて金融庁に対して報告した事実が公にされたことはない。

そうすると、本件存否情報2については、これを公にすれば、特定会社Aについて、そのシステムの安定性について疑念が抱かれるなどして、特定会社Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

したがって、本件対象文書6の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件対象文書6を不開示とした原処分は妥当である。

(3) 本件対象文書2の存否について

ア 審査請求人から別件保有個人情報開示請求を受けた際、その記載内容では開示請求の対象となる保有個人情報の特定が困難であったことから、これを特定するため、審査請求人に対し、開示請求の補正に係る参考情報として、保有が確認できた保有個人情報記録された文書の情報を提供し、補正を求める場合があった。

イ 審査請求人は、補正に係る参考情報としての情報提供での表記と、開示決定の「開示する保有個人情報」欄の表記が異なる場合があったため、その理由等を記載した文書の開示を求めているものと解される。

しかし、補正に係る参考情報としての情報提供での表記と、開示決定の「開示する保有個人情報」欄の表記が異なることがあっても、それらは同一の文書を指しており、表記の差異が生じた理由等を記載した文書を作成しなければならない根拠や必要はなく、現に作成されていない。

なお、当該文書については、審査請求を受けて、念のため担当部署の執務室、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

よって、本件対象文書2は保有していない。

(4) 本件対象文書3の存否について

ア 金融庁では、平成17年7月1日に本件指針を策定し、金融庁ホームページの「報道発表資料」内の「『金融検査に関する基本指針』について」と題する記事において、その内容等を掲載している。本件指針を変更した際には、当該記事を更新する形式でその変更を公表しているところ、平成26年7月4日と平成27年7月1日に本件指針の変更をしたことに伴い、当該記事を更新している。

また、これらの更新については、「報道発表資料」のバックナンバーには掲載されていない。

イ 本件対象文書3は、「報道発表資料として本件指針の変更内容を公表していないことに関する情報」が記載された文書であるところ、開示請求書別紙にその詳細として平成26年及び平成27年の本件指針の変更内容の詳細及びその変更理由等について言及されていることから、具体的にはこれらの変更等を報道発表資料として公表していないことに関する情報を記載した文書の開示を求めているものと解される。

さらに、上記アのとおり、本件指針は金融庁ホームページの「報道

発表資料」内の記事に掲載され、平成26年及び平成27年の本件指針の変更も記事の更新によって公表されていることから、審査請求人のいう「報道発表資料として公表していない」とは、「報道発表資料」のバックナンバーに掲載されていないことを意味するものと解される。

しかし、本件指針の変更が「報道発表資料」のバックナンバーに掲載されていない経緯や理由等を記載した文書は作成されておらず、担当部署の執務室、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが該当する文書の存在は確認できなかった。

よって、本件対象文書3は保有していない。

(5) 本件対象文書4の存否について

ア 金融庁では、金融サービス利用者相談室（以下「相談室」という。）に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報提供を行うこととしている。

本件においては、審査請求人から相談室に対して特定会社Aに関する相談・苦情等の申出が複数回にわたって寄せられたところ、相談室から当該申出内容の回付を受けた監督局銀行第一課が、特定会社Aに対して本件伝達文書を送付して、当該申出内容を情報提供したものである。

イ 審査請求人は、別件開示請求により開示された本件伝達文書につき、相談の受付日は平成25年12月2日と記載されているが、本件伝達文書の表題には、「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」と記載されているため、このような表題の記載になった理由を記載した文書の開示を求めているものと解される。

本件伝達文書の表題に「平成25年9月分」と記載されているのは、同年9月分のエクセルファイルのコピーを利用して同年12月分を作成した際、表題部分の修正を失念し、同年9月分のままになってしまったものである。

このように、本件伝達文書を作成するにあたって表題部分の修正を失念したにすぎず、別途その理由等を記載した書面は作成されていないため、本件対象文書4は保有していない。

(6) 本件対象文書5の存否について

本件対象文書5は、本件パブリックコメントの際、FAXが送れなかった事実と理由、送れなかった期間が記載された文書であるが、本件パブリックコメントはFAX以外の手段でも所定の期間常時受付を行っており、当該文書の作成は、業務を行う上で必須のものではなく、作成を義務づける規定も存在しない。担当部署の執務室、書庫及び共有フォル

ダ等の探索を行ったが該当する文書の存在は確認できなかった。

よって、本件対象文書5は保有していない。

#### 4 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年12月7日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成31年1月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和元年11月14日 | 審議            |
| ⑤ | 同年12月25日   | 審議            |
| ⑥ | 令和2年1月30日  | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1及び本件対象文書6については、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否し、本件対象文書2ないし本件対象文書5については、保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書1及び本件対象文書6についての存否応答拒否の妥当性及び本件対象文書2ないし本件対象文書5の保有の有無について検討する。

##### 2 存否応答拒否の妥当性について

###### (1) 本件対象文書1について

ア 本件対象文書1は、開示請求書の記載によると、「平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社Aが不祥事件の届出をした情報」の開示を求めるものと解され、その存否を答えることは、特定会社Aにおいて、開示請求当時の銀行法施行規則35条7項各号に該当する不祥事件が発生した事実の有無（本件存否情報1）を明らかにすることとなる。

イ そこで、本件存否情報1の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、特定会社Aの不祥事件に関する情報であり、これを公にすることにより、特定会社Aの社会的信用を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法

5条2号イに該当する。

ウ したがって、本件対象文書1の存否を答えることにより、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書1に係る開示請求を拒否すべきものと認められる。

(2) 本件対象文書6について

ア 本件対象文書6は、開示請求書の記載によると、「平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社Aがシステム障害を報告した情報」の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定会社Aがこのような文書を金融庁に提出した事実の有無（本件存否情報2）を明らかにすることとなる。

イ 諮問庁は、上記第3の3（2）アにおいて、監督指針により、諮問庁が金融機関に対して一定のシステム障害等が発生した場合に報告を求めており、金融機関は、自社で発生したシステム障害等について報告をしている旨説明する。

ウ 本件存否情報2の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報2を公にすると、特定会社Aについて、そのシステムの安定性について疑念が抱かれるなどして、特定会社Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

エ したがって、本件対象文書6の存否を答えることにより、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書6に係る開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 本件対象文書2ないし本件対象文書5の保有の有無について

(1) 本件対象文書2について

ア 諮問庁は、上記第3の3（3）イのとおり、補正の際に提供した文書に記載された表記と、他の文書に記載された表記が異なる場合があっても、いずれの表記も同一の文書を指している旨及び表記に差異が生じた理由等を記載した文書である本件対象文書2については、作成しておらず保有していない旨説明する。

イ 本件対象文書2を作成しておらず保有していないとする諮問庁の上記アの説明に不自然、不合理な点はなく、探索の範囲も不十分であるとはいえず、当該説明を否定するに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書3について

ア 本件対象文書3は、開示請求書の記載内容からすると、本件指針を変更した理由及び報道発表資料として変更内容を公表していないことに関する情報が記載された文書の開示を求めているものと解される。

また、開示請求書の別紙には、本件対象文書3について「変更の際、パブリックコメントを募集しなかった理由の開示。」と記載があることからすると、本件指針を変更した際にパブリックコメントを募集しなかった理由が記載された文書についても開示を求めているものと解される。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対して本件指針を変更した理由及び本件指針を変更した際にパブリックコメントを募集しなかった理由並びに本件指針を変更した際にパブリックコメントを募集しなかった理由が記載された文書の保有の有無を確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 平成26年7月4日の指針変更については、金融機関の経営・金融システムの健全性の持続的確保や積極的な金融仲介機能の発揮等について実態把握・検証等を行うための新たな枠組みとして、金融機関・金融システムについて、検査局・監督局が協働して、より深度ある実態把握を行うための改正及び検査モニター制度の見直しを踏まえた改正等を行ったものである。

(イ) また、平成27年7月1日の指針変更については、検査関係情報の取扱いに係る持株会社等の範囲及び承諾書の取扱いについての改正並びに金融庁組織令の改正等を踏まえた事務的改正を行ったものである。

(ウ) 平成26年7月4日及び平成27年7月1日の指針変更の際にパブリックコメントを募集しなかった理由は、本件指針が行政手続法39条1項による意見公募手続が必要な「命令等」に該当しないためである。本件指針は、政令、省令及び告示等ではないことから、同法2条8号に規定される「命令等」のうちイの「法律に基づく命令又は規則」には該当せず、また、許認可や不利益処分の判断基準について定めたものでないことから、ロの「審査基準」及びハの「処分基準」にも該当しない。そして、本件指針の内容は、主に金融庁職員の遵守すべき事項を定めており、行政指導に直結せず、金融検査の対象者に対する指導の内容となる事項を定めたものではないことから、行政指導指針にも該当しないものと考えられる。

なお、平成17年7月1日の本件指針の策定時については、事前に金融機関を含む関係者等から広く意見を募り、行政運営の公正性の確保と透明性の向上に努める趣旨から、任意での意見公募手続を行ったものであり、他方、平成26年7月4日及び平成27年7月1日の指針変更時については、その改正内容から、本件指針の策定時とは異なり、関係者等から広く意見を募る必要性が低かったため、任意での意見公募手続についても行っていなかったものと考えられ

るものの、その理由が記載された文書については、作成しておらず保有していない。

ウ 当審査会において諮問庁から上記イ（ア）及び（イ）の本件指針の改正に関する決裁文書の提示を受け、その記載内容を確認したところ、諮問庁の上記イ（ア）及び（イ）の説明に沿った内容であり、また、報道発表資料として変更内容を公表していない理由及びパブリックコメントを募集しなかった理由についての記載はないことが認められる。

また、平成27年7月1日の本件指針の改正に関する決裁文書に含まれる文書「（決裁説明）金融検査に関する基本方針等の改正について」（別紙2に掲げる文書）には、本件指針を変更した理由が記載されていると認められる。

エ そうすると、本件対象文書3のうち本件指針を変更した理由が記載された文書については、別紙2に掲げる文書が該当するものと認められる。

オ なお、本件対象文書3のうち、報道発表資料として変更内容を公表していないことに関する情報が記載された文書を作成・保有していないとする上記第3の3（4）イ及びパブリックコメントを募集しなかった理由が記載された文書を作成・保有していないとする上記イ（ウ）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、また、上記第3の3（4）イの諮問庁の探索の範囲も不十分であるとはいえず、当該説明を否定するに足る事情も認められない。

カ したがって、本件対象文書3として金融庁において別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

### （3）本件対象文書4について

ア 本件対象文書4は、本件伝達文書の表題に「平成25年9月分」と記載されている明確な理由が記載された文書であると解される。

イ 諮問庁は、本件対象文書4について、上記第3の3（5）イのとおり、作成しておらず保有していない旨説明する。

ウ これに対し、審査請求人は、本件対象文書4がシステム障害等の報告として存在する旨主張するが、諮問庁の上記第3の3（5）イの説明のとおり、本件伝達文書は単なるエクセルファイルにより作成されるものであることからすると、システム障害等の報告が存在する旨の審査請求人の主張は採用できない。

エ そして、本件対象文書4を作成しておらず保有していないとする諮問庁の上記イの説明に不自然、不合理な点はなく、当該説明を否定するに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において本件対象文書4を保有しているとは認

められない。

(4) 本件対象文書5について

ア 本件対象文書5について、審査請求人は、金融庁総務企画局企画課調査室に対してFAXが送れなかった期間があった事実、理由及びFAXが送れなかった期間が記載された文書の開示を求めているものと解される。

イ 諮問庁は、上記第3の3(6)のとおり、本件対象文書5は業務を行う上で必須のものではなく、作成を義務づける規定も存在しないことから、本件対象文書5を保有していない旨説明する。

ウ 本件対象文書5を保有していないとする諮問庁の上記イの説明に不自然、不合理な点はなく、探索の範囲も不十分であるとはいえず、当該説明を否定するに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において本件対象文書5を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書のうち、本件対象文書1及び本件対象文書6につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、本件対象文書2ないし本件対象文書5につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書1及び本件対象文書6につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、また、金融庁において本件対象文書2、本件対象文書4及び本件対象文書5を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書3については、金融庁において別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので、こ

れにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。  
(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

## 別紙 1

- 1 平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社Aが不祥事件の届出をした情報。
- 2 「保有の確認できた文書」または「開示を希望する保有個人情報」と、開示請求に対する保有個人情報の開示する旨の決定について（通知）、措置の通知の際の、開示する保有個人情報に記載されている行政文書名が違うことに関する情報。
- 3 「金融検査に関する基本指針」を変更したこと。報道発表資料として変更内容を公表していないことに関する情報。
- 4 開示した伝達（金監第1092号 日付：平成28年4月25日）行政文書名「開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成25年12月5日）」が「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」となっている明確な理由。平成25年12月2日受付の相談、あるいは平成25年12月5日の伝達が「平成25年9月分」になる理由は、システム障害等の報告として情報が存在している。システムに欠陥がある。
- 5 金融庁総務企画局企画課調査室による「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令（案）」の意見募集中の平成28年4月22日（金）から平成28年5月23日（月）の間に、FAXを送れない期間があった。最終日の平成28年5月23日になってもFAXを送れなかった。金融庁総務企画局企画課調査室FAXを送れない期間があった事実を認めている。しかし現在に至るまで公表がない。FAXが送れなかった期間があった事実と理由、FAXが送れなかった期間。文書管理の不適切な事例の報告。
- 6 平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社Aがシステム障害を報告した情報。

## 別紙 2

平成27年7月1日の「金融検査に関する基本指針」の改正に関する決裁文書に含まれる文書「（決裁説明）金融検査に関する基本方針等の改正について」